行田市建設工事「週休２日工事」に係る事務取扱要領について
～Ｑ＆Ａ～

Ｑ１．どのような方法で週休２日に取り組むかについて、工事着手前に監督員への報告は必要か？

Ａ１．共通仕様書の「共通編　1－1－1－6　施工計画書」の規定で（１６）法定休日・所定休日（週休二日の導入）について記載することとされていますので、施工計画書に週休２日の取組予定を記載し、監督員へ報告してください。

Ｑ２．週休２日の取得にあたり、現場閉所型/交替制および完全週休２日/月単位/通期の選択はどのように行えばよいか？

Ａ２．発注者からは、上記の休日の取得方法を指定することはありません。現場条件や施工時期等を踏まえ、適切な方法により取り組んでください。

Ｑ３．週休２日工事は全ての工事を対象としているのか？

Ａ３．緊急随契を行うような緊急復旧工事や対象期間が１週間未満の工事などは対象外とすることができるものとしています。

Ｑ４．要領第４条（多様な働き方の取扱い）における「週休２日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定」とはどのような場合を想定しているのか？

Ａ４．熱中症対策等を目的とした、１年単位の変形労働時間制を適用するケースなどを想定しています。このような場合は、施工計画書の法定休日・所定休日の項目にその内容を明記し、監督員の確認を受けてください。

＜具体例１＞　１年単位の変形労働時間制

11～4 月を週休 1 日、5～10 月を週休 3 日とする 1 年単位の変形労働時間制を採用している受注者が工事Ａ（工期 11 月～4 月）を施工する場合

⇒ 工事Ａの対象期間内は週休 1 日となるが、1 年単位で週休 2 日が確保されているので、工事 A を週休 2 日に類似する取組とみなす。

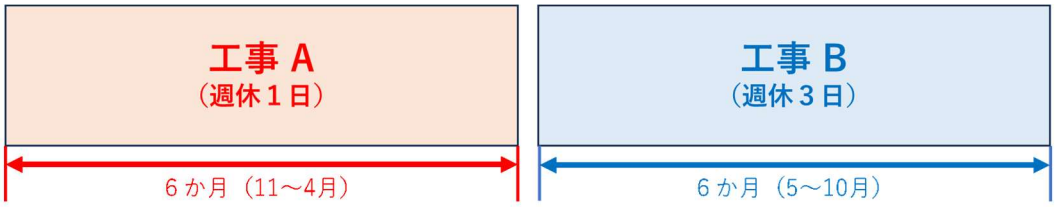

＜具体例２＞　契約期間外での休暇取得

工事Ａ：週休１日×３か月＝１２日の休日を取得

契約期間外休暇：契約期間に引き続き１２日間の連続休暇を取得

⇒工事Ａおよび契約期間外休暇の休日数を合計すると、工事Ａで必要となる２４日間（４週８休）の休日確保ができている状態と言える。

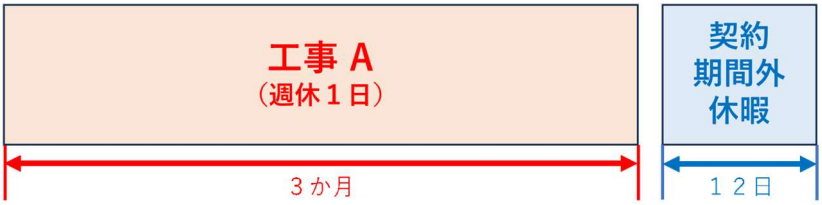

Ｑ５．工事完成時の報告について、様式１「週休２日工事　取組報告書」以外に取組状況の根拠となる資料の提出は必要か？

Ａ５．経費補正が廃止されることや多様な働き方を支援する観点を踏まえ、共通仕様書の規定のとおり、週休２日の実施内容のみを報告いただくこととしています。このため、様式１以外の作業日報や出勤簿などの書類の提出は不要です。

Ｑ６．令和８年９月以前に契約した工事については、１０月以降、どのような扱いになるか？

Ａ６．令和８年９月以前の単価を適用して当初設計を行った工事については、１０月以降も従前の『行田市建設工事「週休２日制モデル工事」試行要領』を適用します。このため、１０月以降も従前の要領に従って週休２日の取得に取り組むこととし、達成実績に応じた経費の補正や監督員への実績報告等も従前の要領の定めに基づいて行います。

なお、工事公告時点でどちらの要領が適用されているかを確認されたい場合は、特記仕様書の記載を御確認下さい。

参 考

【休日の取得に関する考え方】

Q5 の回答に示すとおり、様式 1 以外の書類等を用いて週休 2 日の達成状況を確認することはありません。そのため、実施内容の報告に関して判断に迷った場合等の参考資料として、以下の内容を掲載します。

Ｑ１．年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間は対象期間に含まないとあるが、会社の就業規則等により、上記の期間以上に休暇を取った場合の扱いはどうなるのか？また、上記期間に土日を含む場合の扱いは？

Ａ１．年末年始休暇は１２月２９日から１月３日までの土日を含む６日間、夏季休暇は土日以外の任意の３日間（原則お盆期間）とします。当期間以上の休暇を取った日数分については対象期間に含み、現場閉所日（休日）として扱います。

Ｑ２．午前または午後のみ休工とした場合、０．５日現場閉所（休日）として扱うのか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所（休日）を計画した場合、合わせて１日現場閉所（休日）として扱われるか？

Ａ２．原則、１日単位で実施の可否を確認するものであり、０．５日現場閉所（休日）としては扱いません。

月曜日午後から火曜日午前の連続した現場閉所（休日）については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため現場閉所日（休日）として扱いません。

Ｑ３．夜間作業における現場閉所（休日）の取扱いはどのようになるのか？仮に、金曜日２２時から土曜日６時まで施工し、次に日曜日２２時から月曜日６時まで施工した場合、１日現場閉所として扱われるか？

Ａ３．金曜日２２時から土曜日６時の施工は、一般的に金曜日（夜間）出勤であり、土曜日出勤とは考えません。日曜日２２時から月曜日６時についても同様に日曜日（夜間）出勤となります。

その間に挟まれた土曜日については２４時間以上休工を確保しており、現場閉所（休日）として取り扱います。

Ｑ４．計画行程上の週休２日を雨天等による現場閉所(休日)に振り替えても良いか？

Ａ４．現場閉所日（休日）の変更については、工程表等を修正し受発注者間で工程を共有することで、その都度変更が可能です。

Ｑ５．現場に集合した後、悪天候で急遽、現場閉所（休日）としたが取り扱いは？

Ａ５．降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休日）についても、現場閉所（休日）日数に含めるものとしています。

Ｑ６．現場閉所（休日）予定日に現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合の取扱いは？

Ａ６．豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休２日の対象期間から除外します。

Ｑ７．現場事務所を設置しない工事でも週休２日工事の対象となるか？

Ａ７．現場事務所の設置の有無は関係ありません。

Ｑ８．社内就業規則が週休２日になっていない場合はどうすればよいか？

Ａ８．社内就業規則に関わらず、現場閉所日数の割合又は休日率が２８．５％以上の場合は週休２日達成となります。

Ｑ９．対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が０日だった場合の扱いは？
例）工事完成日が金曜日の場合など

Ａ９．暦上、土曜日・日曜日が無い週については週休２日が達成しているとみなします。

Ｑ１０．休日を予定していましたが、現場で自然災害が発生し、緊急対応を行った場合は、どのように扱われるか。

Ａ１０．豪雨や地震等の突発的な自然災害の対応に要した期間については、週休２日の対象期間から除外します。
変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示してください。

Ｑ１１．月単位の週休２日において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月の場合の扱いは？

Ａ１１．当月の対象期間における土曜日・日曜日を現場閉所しても４週８休（２８．５％）を達成できない月になります。
なお、上記の様な月については、当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っていれば、月単位の週休２日を達成しているとみなします。

Ｑ１２．当月の対象期間における土曜日・日曜日の合計日数が０日だった場合の扱いはどうなるのか？
例）（１０月）現場着手日：１０月２８日（月） 当月の対象期間：４日間

Ａ１２．　上記の場合でも４週８休（２８．５%）を達成しているとみなします。

Ｑ１３．平日、悪天候で現場閉所し、監理技術者等が会社で事務を行った場合の取り扱いは？

Ａ１３．現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとしているため、会社で事務作業を行った場合は、現場閉所としては扱いません。

Ｑ１４．施工機械の点検及びその修理のみを行った日は、現場閉所となるか？

Ａ１４．施工機械の保守のみであれば、現場閉所として扱います。

なお、下記についても同様に現場閉所として扱います。

・現場巡視やポンプなどの仮設備及び建機の保守点検
・コンクリート養生等の品質管理上で最低限必要な作業
・作業日以外においても交通誘導警備が必要な場合
・その他、監督員が認めたもの

Ｑ１５．Ａ現場の休工日に、Ａ現場に従事している作業員をＢ現場に従事させたが、Ａ現場は現場閉所日として取り扱えるか？

Ａ１５．Ａ現場とＢ現場が異なる工事現場の場合、Ａ現場は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。

ただし、Ａ現場とＢ現場が同じ契約の工事（点在する工事として発注）の場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本としていることから、現場閉所として扱いません。

Ｑ１６．交替制における休日確保の確認は、当該工事のみでよいのか？

Ａ１６．当該工事のみでの確認となります。当該工事の休日に他工事に従事していたとしても休日として算出可能ですが、本取組の趣旨を踏まえて、技術者、技能労働者及び現場代理人の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Ｑ１７．現場代理人は工事現場に常駐すること（契約約款第１０条第２項）と定められているが、交替で休日を取得できるのか？

Ａ１７．　契約約款第１０条第３項にて「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としています。

また、「行田市現場代理人の常駐規定の緩和について」を適切に運用し、建設業の働き方改革の観点から現場代理人や技術者の休暇等の取得について配

慮してください。

Ｑ１８．監理技術者等が専任の場合は、休日の扱いはどうなるのか？

Ａ１８．専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者等が休日取得等のため短期間現場を離れることについては、適切に施工できる体制が確保されていると認められる場合（※監理技術者制度運用マニュアル 「三 監理技術者等の工事現場における専任」参照）には、差し支えありません。

Ｑ１９．一人の技能労働者が一度従事した後に期間を空けて再度従事する等、複数の期間に分かれて従事する場合、どのように考えたらよいか。

Ａ１９．施工台帳に記載された労働者が１日でも当該工事に従事した場合、休日確保の確認対象者となりますが、一度の従事期間が１週間未満の場合は対象外となります。

また、一度従事した後、再度従事するまでの期間が一週間に満たない場合、一つの従事期間とみなし、当該工事に従事しない期間は他工事に従事していたとしても休日として算出可能です。 上記の内容が適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。

＜対象者か否かの判定例１＞

期間１：３日間従事

期間２：７日間従事

⇒期間１については、従事期間が１週間未満であるため対象外とし、期間２のみ対 象とする。

＜対象者か否かの判定例２＞

期間１：３日間従事

期間２：５日間従事

⇒いずれの期間も１週間未満のため対象外